

東葛西小学校 P T A 規約

令和5年4月1日

江戸川区立東葛西小学校 P T A

第一章 名称および事務所

第1条 本会は、東葛西小学校PTA（以下「本会」という）と称し、事務所を東葛西小学校（以下「本校」という）内に置く。

第二章 目的および活動

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して家庭、学校および地域社会における児童の幸せと、健全な成長を図るとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第三章 方針

第3条 本会は、自主的民主的団体で、前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 児童の幸せのため、健全な育成のために会員の総意を集めて活動する。
2. 児童の教育ならびに福祉を目的とする他の団体および機関に協力する。しかし支配および干渉は受けない。
3. 政治団体や宗教団体の活動には参加しない。また営利を目的とする行為は行わない。
4. 学校の教育活動に協力する。しかし、管理、運営および人事には干渉しない。
5. その他、本会の目的を果たすために必要な活動を行う。

第四章 会員

第4条 本会の会員となることのできる者は、本校に在籍する児童の保護者、および本校に勤務する教職員とする。

第5条 会員は、全て平等の義務と権利とを有する。

第6条 会員は、会費を収めるものとする。その額、徴収方法等は総会で決定する。

第五章 経理

第7条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第9条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 役員・役員会

第11条 本会の役員は、次の通りとする。

1. 会長（1名）、副会長（2名以上）、書記（2名以上）、会計（2名以上）、各委員（必要数）
2. 役員は会計監査をかねることができない。なお、副会長に学校教職員の代表を1名以上選出する。

第12条 役員は、総会に出席した会員の無記名投票により、過半数決で選出され、総会の承認を得て就任する。

第13条 役員の任期・選出・解任は、次のとおりとする。

1. 任期は2年とするが再任を妨げない。
2. 役員選出は選考委員会を設置し、それにより選出され、決定する。
3. 選考委員は会長、副会長、学級代表がその任にあたる。
4. 役員が次の各号に該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決により、会長及び副会長については副会長がこれを解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前

に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第14条 役員は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にはそれを代行する。
3. 書記は、総会ならびに運営委員会の議事を記録、保管し、本会の庶務を行う。
4. 会計は、会計事務を処理し、監査を経て、総会に於いて決算報告を行う。
5. 委員は、年度で実施する各取り組みの担当窓口として運用を行う。

第15条 役員会は、次のとおり開催される。

1. 役員会は、役員で構成され、必要に応じて会長が召集する。
2. 役員会は、総会・運営委員会の原案を作成し、緊急事項および総会・運営委員会における協議事項・決定事項を処理する。

第七章 会計監査

第16条 本会の経理を監査するために、1名以上の会計監査を置く。

第17条 会計監査は、総会に出席した会員の無記名投票により過半数決で選挙され、総会の承認を得て就任する。

第18条 会計監査は、必要に応じて随時、会計監査を行うことができる。

第19条 会計監査の任期は、1年とする。

第八章 総会

第20条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、毎年4月に開催する定期総会、運営委員会が必要と認めるとき開催する臨時総会とする。

1. 新年度の役員・会計監査の承認
2. 新年度の活動計画案ならびに予算案の承認
3. 当年度の活動報告ならびに決算報告の承認
4. その他重要事項の承認

第21条 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席を持って成立し、議長は互選によって決める。議決は出席者の過半数の同意を必要とし、同数の場合は議長が決定する。

第九章 運営委員会

第22条 運営委員会は、役員及び学級代表により構成され、総会で承認された諸活動を企画・運営する。

1. 運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。
2. 運営委員会には、運営委員長を置くことができる。

第十章 学級PTA

第23条 学級PTAは、本会の活動の基礎であり保護者と教職員の協力のもとに開催される。

1. 学級PTAは、いずれかの活動に所属し、PTA活動へ協力・参加する。
2. 学級PTAは、学級代表（2名以上）を選出する。
3. 学級代表の任務は次のとおりとする。
 - ①学級を代表して運営委員会に参加する。
 - ②学級PTA主催行事等に関しては、その内容を役員、あるいは役員会に口頭または文書で、事前に報告する。

第十一章 補則

第24条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会で定めることができる。ただし、運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第25条 本会の慶弔規定は、別に定める。

第十二章 改正

第26条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の開催の少なくとも、二週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第27条 この規約は、平成14年11月9日より実施する。

(設立年月日 平成14年11月9日)

平成17年3月18日 第11条2項改正

平成18年3月18日 第22条及び第23条改正

平成19年3月17日 第23条2項改正

平成21年3月14日 第13条及び第23条改正

平成22年3月6日 第20条改正

平成24年3月10日 第13条改正

令和5年5月10日 第11条1項、第13条3項4項、第14条5項、第19条、及び第23条2項改定

細 則

第一章 役員（規約第 11 条）

第 1 条 会長に欠員を生じたときには、副会長が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。

第 2 条 会長以外の役員に欠員を生じたときには、役員会がこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

第二章 総会（規約第 20 条・第 21 条）

第 3 条 会員の移動および新役員に関する報告、ならびに年間計画および収支予算の審議決定は、4 月総会でおこなう。

第三章 入会・会員・会費（規約第 4 条・第 6 条）

第 4 条 入会は、世帯単位（児童、父、母、保護者）及び教職員単位とし、本会の目的に賛同する有資格者が、入会申込書の提出と、会費を納めることによっておこなう。

第 5 条 会費は、本会の目的を達成するために必要な事業が計画され、それを実施するため、会員の合意の上で平等に負担するものである。

2. 会費は、年額金 2,000 円、一世帯・一教職員単位として、4 月に一括全納とする。ただし、一世帯に複数児童が在籍する場合、二名以上は一人当たり年額金 500 円を追加会費として納める。

※ 転入等の理由で年度途中入会する場合は、会費を別途計算し、転入した月に一括全納とする。

※ 転出等の理由で年度途中退会する場合、本会に会員自らが申し出た場合は、残りの本年度分を別途計算した金額で返金できる。

第四章 慶弔規定（規約第 25 条）その他

第 6 条 慶事、葬儀に関しては、役員又は学級委員（学級に関する場合）の代表者またはそれに代わる者が使者となる。

1. 現児童・現会員の弔事に際して香典を出すことができ、金額は一律金 5,000 円とする。
2. その他、必要に応じ役員会で協議する。

第 7 条 P T A 活動の健全な発展を図るための、総合保障制度（P T A 団体傷害保険、P T A 賠償責任保険）に加入する。

平成 16 年 3 月 8 日 第 5 条 2 項改定

平成 17 年 3 月 18 日 第 6 条 1 項改正

平成 22 年 3 月 6 日 第 5 条 2 項改正

令和 5 年 5 月 10 日 第 4 条、第 5 条 2 項、及び第 6 条 1 項改定